

筑西広域市町村圏事務組合消防職員身元引受証書に関する規程

昭和 48 年 4 月 1 日訓令第 4 号

(証書の提出)

第 1 条 筑西広域市町村圏事務組合消防職員 (以下「消防職員」という。) は、就職後 10 日以内に別記様式による身元引受証書 (以下「証書」という。) を提出しなければならない。

2 前項に規定する証書は、3 年毎に更新の手続きをとらなければならない。

(保証人)

第 2 条 証書は、2 人以上の保証人が連署しなければならない。

2 前項の保証人は、筑西広域市町村圏内に居住し、身元の確実な者でなければならない。ただし、事情止むを得ない者については、1 名に限り圏外に居住する者を以て、保証人とすることができる。この場合は、その者の市町村税 7,000 円以上であることを証明する市町村長の証明書及び身元証明書を添えなければならない。

(保証人となることができない場合)

第 3 条 消防職員は、互に保証人となることはできない。

(保証人等の移動等の届出)

第 4 条 保証人の本籍又は住所に異動があったとき、及び保証人が第 2 条に規定する資格を欠くに至ったと認められるときは、本人は直ちに消防長に届出なければならない。

(新たに保証人を立てる場合)

第 5 条 本人において、その保証人が第 2 条に規定する資格に該当しないと認めるときは更に適当な保証人を立てなければならない。所属長において、保証人が第 2 条に規定する資格に該当しないと認めるときは、本人をして更に適当な保証人を立てさせなければならない。

附 則

この規程は、昭和 48 年 4 月 1 日より施行する。

別記様式（第1条関係）

身 元 引 受 証 書

本 籍 地

現 住 所

氏

名

生 年 月 日

上記の者は、貴所に在職中、忠実勤務にその職務を遂行し、かつ、本人が故意若しくは、重大なる過失、その他不都合の行為等により、万一貴所又は貴職に損害をかけた場合は、金品その他一切の事柄について、保証人が連帯責任を負い御迷惑をおかけいたしません。

年 月 日

上記本人

本 籍 地

現 住 所

保 証 人

本 籍 地

現 住 所

保 証 人

管理者

様